

## 病院内保育所施設整備事業実施要領

### (目的)

第1 県は、保健師、助産師、看護師及び准看護師（以下「看護職員」という。）の離職防止を図るため、第3に掲げる者（以下「補助対象事業者」という。）が行う病院内保育所整備事業に要する経費について、当該補助対象事業者に対し、予算の範囲内において病院内保育所施設整備事業補助金を交付するものとし、その交付等に関しては、地域医療介護総合確保事業（医療分）補助金交付要綱（以下、「補助要綱」という。）、社会福祉法人の助成に関する条例（昭和38年宮城県条例第23号。以下「条例」という。）、社会福祉法人に対する補助金交付規則及び補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

### (補助対象施設)

第2 補助対象施設は、医療法第7条の規定に基づき許可を受けた病院及び診療所、又は、同法第8条の規定に基づき届出をした診療所の開設者が運営をする病院内保育施設（近辺の他の病院又は診療所の医療従事者が共同利用することを目的として一医療施設が設置した病院内保育施設を含む。）であって、（6）アに掲げる病院内保育施設の種別に該当し、原則12か月運営し、かつ保育料として1人当たり平均月額10,000円以上徴収している施設とする。

運営月数の算定に当たっては、その月における開所日数がおおむね15日以上である場合には1か月として算定して差し支えないものとし、また保育料とは保育に要する費用の保護者負担額（給食費を含む）をいう。

### (実施主体)

第3 この事業の補助対象事業者は、国民健康保険団体連合会及び国民健康保険組合、国家公務員共済組合及びその連合会、公共企業体職員等共済組合、地方公務員等共済組合、私立学校教職員共済組合、農林漁業団体職員共済組合、健康保険組合及びその連合会、社会福祉法人、医療法人、独立行政法人、学校法人、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人又は一般財団法人、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会とする。

### (交付対象経費等)

第4 病院内保育所施設整備事業施設整備費補助金の交付対象となる経費及び補助率は、補助要綱のとおりとし、補助額は次により算出する。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(1) 補助要綱に定める基準額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。なお、建築面積が基準面積を下回るときは、当該建築面積を基準面積とする。

(2) 前号により選定された額と当該事業に係る総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に補助要綱に定める補助率及び別表2に定める調整率を乗じて得た額を補助金とする。

2 次に掲げる費用については、この補助金の交付の対象とならないものとする。

(1) 土地の取得又は整地に要する費用

(2) 門、柵、塀及び造園工事並びに通路敷設に要する費用

- (3) 設計その他の工事に伴う事務に要する費用
- (4) 既存建物の買収に要する費用
- (5) その他整備費として適当と認められない費用

附 則

- 1 この要領は，平成27年1月19日から施行し，平成26年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要領は，次年度以降の各年度において，当該補助金に係る予算が成立した場合に，当該補助金にも適用するものとする。

附 則

この要領は，平成28年12月13日から施行し，平成28年4月1日から適用する。

別表1

1 平方メートル当たりの単価表

構 造	単 価
鉄筋コンクリート	148,300円
ブロック	129,900円
木 造	148,300円

(注) 上記基準単価は，新築及び増改築事業における基準額算定の限度となる単価であり，建築単価が基準単価を下回るときは，当該建築単価を基準単価とする。

別表2 既存病床数の割合による調整（前年度3月31日現在）

既存病床数が医療計画上の基準病床数に占める割合 (精神病床，感染症病床，結核病床，療養病床，一般病床の合計)	調整率
105%以上	0.95
105%未満	1.00